

通所介護重要事項説明書

< 令和7年7月1日現在 >

1 事業の目的

高齢者在宅サービスセンター グリーンロードは、地域で暮らす高齢者が、可能な限り、居宅においてその方の能力に応じた自立した生活が送れるよう、支援します。

2 高齢者在宅サービスセンター グリーンロードの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	高齢者在宅サービスセンター グリーンロード
所在地	西東京市西原町2-2-11
介護保険指定番号	通所介護（事業者番号1373900347）
サービスを提供する対象地域	西東京市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

	実配置状況		
	常勤換算	資格者の内訳	計
管理者	1名	社会福祉主事	1名
生活相談員	3名	社会福祉主事 介護福祉士	3名
機能訓練指導員	1名		
看護職員	1名	正看護師（3）	3名
介護職員	9名	介護福祉士、ヘルパー1級修了者、ヘルパー2級修了者、介護職員初任者研修修了者	5名

(3) 同センターの設備の概要

定員	25名	静養室	1室 5床
食堂兼ダイニング	1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽	送迎車	4台

(4) 営業時間

月～金曜	午前8：30～午後17：30（祭日は営業） 但し、サービス提供時間は9：00～17：00
土・日曜	定休日（12／30～1／3まで休業）

※緊急連絡電話 042-467-7759

(5) 事業所が行っている他の業務

①食事の介助（食事の提供に係る費用は別途お支払いいただきます。）

食事の準備、介助を行います。当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表に

より、栄養及びご利用者の身体の状況並びに嗜好を考慮した食事を提供します。

②入浴

入浴・シャワー浴又は清拭を行います。機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

利用者の排泄の介助を行います。

④送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

4 料金

(1) 利用料金

[通常規模型通所介護費] 3時間以上4時間未満

	<u>1日</u> あたりの利用料金	介護保険適用時の <u>1日</u> あたりの自己負担額
要介護1	¥3,951	¥396
要介護2	¥4,517	¥452
要介護3	¥5,115	¥512
要介護4	¥5,692	¥570
要介護5	¥6,279	¥628

[通常規模型通所介護費] 4時間以上5時間未満

	<u>1日</u> あたりの利用料金	介護保険適用時の <u>1日</u> あたりの自己負担額
要介護1	¥4,143	¥415
要介護2	¥4,741	¥475
要介護3	¥5,361	¥537
要介護4	¥5,980	¥598
要介護5	¥6,589	¥659

[通常規模型通所介護費] 5時間以上6時間未満

	<u>1日</u> あたりの利用料金	介護保険適用時の <u>1日</u> あたりの自己負担額
要介護1	¥6,087	¥609
要介護2	¥7,187	¥719
要介護3	¥8,298	¥830
要介護4	¥9,398	¥940
要介護5	¥10,509	¥1,051

[通常規模型通所介護費] 6時間以上7時間未満

	<u>1日</u> あたりの利用料金	介護保険適用時の <u>1日</u> あたりの自己負担額
要介護1	¥6,237	¥624
要介護2	¥7,358	¥736
要介護3	¥8,501	¥851
要介護4	¥9,622	¥963
要介護5	¥10,765	¥1,077

[通常規模型通所介護] 7時間以上8時間未満

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要介護1	¥7,027	¥703
要介護2	¥8,298	¥830
要介護3	¥9,612	¥962
要介護4	¥10,925	¥1,093
要介護5	¥12,260	¥1,226

[加算]

サービス加算	<u>1日</u> あたりの 利用料金	介護保険適用時の <u>1日</u> あたりの自己負担額
入浴介助加算 I	¥427	¥43
サービス提供体制強化加算 I イ	¥234	¥24
サービス提供体制強化加算 I ロ	¥192	¥20
中重度者ケア体制加算	¥480	¥48
個別機能訓練加算 I	¥598	¥60
介護職員処遇改善加算 I		

・昼食代（1食あたり）… ¥870（全額自己負担、おやつ代込み）

(2) キャンセル料

利用者のご都合等でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の当日午前9時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日午前9時までにご連絡がなかった場合	
3-4・4-5のご利用	350円
5-6・6-7・7-8のご利用	450円

(3) 利用料金支払方法

毎月10日に前月分の請求書を発送致します。同月の27日に、ご指定された口座より引き落としさせていただきます。

なお、利用者のご都合により引き落とし以外の支払い方法を希望される方は、事業所までご相談下さい。入金を確認後、領収書を翌月請求時に送付致します。

(4) 利用料金

介護保険の給付を利用する場合は、原則として1割です。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当センター職員がお伺い致します。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了希望日の1週間前までにお申し出下さい。

②当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が非該当（自立）・要支援1・要支援2と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約をすることができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反する場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当センターが破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、20日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態にあることが明らかになった場合、又は利用者やご家族などが当センターのサービス従事者、または他の利用者に

対しセクシャルハラスメント、暴力、暴言などを行った場合、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 非常災害対策

防災責任者：石川 誠

防災設備：消火器・スプリンクラー設備・自動火災報知設備
消防機関へ通報する火災報知設備・非常警報器具及び設備
誘導灯及び誘導標識・消防用水・非常電源（自家発電設備）
非常電源（蓄電池設備）・配線・防火扉・シャッター設備

防災訓練：毎月1回実施

7 サービス内容に関する苦情

（1）事業所の相談・苦情窓口

当事業所の通所介護に関するご相談・苦情について承ります。

担当者までお申し出下さい。

相談・苦情担当者：北原 和美

電話 042-467-7759

（2）その他

当法人以外に、市区町村の相談・苦情窓口で苦情を伝える事が出来ます。

西東京市高齢支援課 介護相談係

電話 042-464-1311（内線2324）

以上